

新規開業貸付－経営者保証免除貸付のご案内

経営者保証に依存しない融資で開業を支援します

1 融資対象者

次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)に該当する方

- (1) 事業を営んでいない個人が2か月以内(認定特定創業支援事業による支援を受ける方は6か月以内)に県内で新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有する方
- (2) 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立後5年未満の会社。なお、事業を営んでいない個人が個人事業主として事業開始後、新たに中小企業者である会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を承継させる場合で、個人事業主として事業開始後5年未満の会社を含む。
- (3) 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立(以下「分社化」という)し、県内で事業を開始する具体的な計画を有する会社。なお、設立後5年未満の分社化された会社を含む。
- (4) 保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している方

全国統一制度であるスタートアップ創出促進保証制度を利用する企業を対象としています

2 融資条件

融資限度額	3,500万円 ※ただし、新規開業貸付(限度額3,500万円)とあわせ、3,500万円までとする
融資利率	年1.00%(固定利率)
融資期間	10年以内(うち据置1年以内)
資金使途	設備資金及び運転資金
担保・保証人	不要
信用保証	必要 ※保証料率は、創業関連保証の信用保証料率に0.2%上乗せた料率となります。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域経済課 ☎(078)362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。